

# 安全衛生活動

R6.8月号

酷暑の中、作業お疲れ様です。皆さん、こまめな休憩・水分補給を取っていますか？ 熱中症対策をしているかと思いますが、気を付けて作業をしてください。8月は、「公衆災害の防止」についてです。

・**公衆災害とは**、公衆の生命、身体、財産に対する危害並びに迷惑をいいます。例えば危害には、第三者が死亡または負傷した場合はもとより、第三者の所有する家屋、車両の破損等も含まれます。

またガス、水道、電気等の施設や公共の道路に与える損害も公衆災害に含まれます。

・**考えられるもの**には、防水工およびクラックシート工、目地注入工におけるプライマー、防水材の飛散による第三車両の汚損や研り作業時の研りガラの飛散による第三者、車両への接触での負傷や車両の破損、またユニッククレーン使用時の架空線への接触やクレーンの転倒による道路や公共物の破損、重機での掘削作業時の埋設物のなどが挙げられます。

・**対策として**は、飛散に関しては歩行者や車両が通過するさいには作業を中断するか仮囲い等で養生するなどして作業する。クレーン使用時にはアウトリガーの最大張り出し、水平設置、地切りの確認を行い使用しブームが架空線等に接触しないように周囲をよく確認して作業する。また、作業においては原則的に第三者優先で行う。

引き続き、暑い日が続きますが皆さん体調に気を付けて過ごしましょう。

作成者：高橋 正

お客様と供に成長し、



すばらしい未来をつくる